特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
l hu	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱い が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるた め、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

9. 規則第9条第2項の適用

」						
1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務					
②事務の概要	子育て世帯生活支援特別給付金(新型コロナウイルス感染症が発生したために支給される公的給付)の支給に関する事務を行う。支給要件の該当性を判定するために必要な情報、その他支給を実施するための基礎情報を個人番号を利用して管理する。また、交付金申請、支給実績等の情報を国に報告する。					
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム					
2. 特定個人情報ファイル:	8					
子育て世帯生活支援特別給付	金給付情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め 5事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項					
5. 評価実施機関における	· 担当部署					
①部署	岩国市福祉部こども家庭課					
②所属長の役職名	こども家庭課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL:0827-29-5075					

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書又	<選択肢> 1)基礎項目評価: 2)基礎項目評価: 3)基礎項目評価: は全項目評価書において	書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入り	きを除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手)	E .]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録や副本登録の際には、オ 又は住所を含む3情報による 支給に関する事務では、上記 本人情報が記載された申請書	人からので 照会を行う。 のほか、特 の廃棄の原	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー アイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報 ことを厳守している。また、子育て世帯生活支援特別給付金の 定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び 局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、 窓を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は			

9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検	[O]内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ిన		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評	価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われる 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク 7) 情報提供ネットワーク 	定定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	全管理措置、技術的安全管理 きる書棚等に保管することを循 混入していないか、複数人によ	管理に関する基本方針に則り、漏えい・滅失・毀損を防 里措置等を講じることとしている。また、特定個人情報を 徹底し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記 よる確認を行ったことを確認するなどの対策を講じてい Jスクへの対策は「十分である」と考えられる。	含む書類は施錠で 記録された書類等が		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第59条の4	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	番号法改正による変更
令和4年7月29日	IIしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和5年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表第一の100の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内		事後	番号法改正による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	岩国市健康福祉部こども支援課 こども支援課長	岩国市福祉部こども家庭課 こども家庭課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番 51号 岩国市 健康福祉部 こども支援課 TEL:0827-29-5075	〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番 51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL:0827-29-5075	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	記載内容の見直しによる変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表の135の項	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第74条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第74条	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	テムによる情報連携 ②さ会よの担拠	番号法第19条第8号及び別表第二の121の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府、総務省令第7号)第59条の4	俄万広弗 9宋男0万 -秦ノ\土伤自ヵ男2宋の	事後	番号法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業		IVリスク対策8.人手を介在させる作業の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和6年12月26日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策		IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更